

## 地域づくり活動支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1 みやぎ地域づくり団体協議会栗原支部（以下「支部」という。）の活性化を図るため、支部会員（以下「会員」という。）が行うイベント開催等の事業費用の一部を助成し、会員活動の支援を行うもの。

### (助成対象団体)

第2 助成団体は、会員とする。

### (助成対象事業)

第3 助成対象事業は、会員が主催又は参加する事業とし、政治、宗教及び営利を目的としないものとする。

2 助成対象事業は、当該予算年度の2月末日までに実施する事業とする。

3 助成対象事業は、1団体あたり1事業とする。

### (助成金)

第4 地域づくり活動支援助成金（以下「助成金」という。）は、次のとおりとする。

一 助成金の額は、2万円を上限とする。ただし、支部長が必要と認め、総会等で会員が了承した場合は、この限りでない。

二 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。

2 助成金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。なお、申請額が予算の範囲を超えた場合は、前年度に助成金の交付を受けていない会員を優先とし、前項に掲げる上限額の範囲内で交付するものとする。

### (助成対象経費)

第5 助成対象経費は、会員が取り組む事業で、次に掲げる経費とする。

一 会員が、講演会、研修会及びイベント等を開催するために必要な経費

二 会員が、活動実績を披露するための大会等へ参加するための負担金等の経費（移動に係る経費を除く。）

三 会員が、活動に必要な知識を得るために講演会及び研修会等へ参加するための負担金等の経費（移動に係る経費を除く。）

四 会員が、会員間の交流のために実施する事業に係る経費

五 その他支部長が特に必要と認める経費

### (助成金の交付申請)

第6 助成金の交付申請の受付期間は、毎年6月1日から6月末日までとする。

2 前項に掲げる受付期間で予算に達しない場合は、別途期間を定めて再度交付申請を受け付けることができるものとする。

- 3 助成金を受けようとする会員は、開催計画等の参考資料を添えて、受付期間内に助成金交付申請書（様式1）を支部長あて提出するものとする。
- 4 助成金の交付申請は、年度当初（当該年度の4月1日）から受付期間前に実施した事業及び受付期間中に実施予定の事業についても、申請を認めるものとし、第2項に掲げる交付申請についても同様とする。

（助成金の決定）

- 第7 支部長は、提出された助成金交付申請書の内容を審査し、助成の可否及び助成金の額を決定するものとする。
- 2 支部長は、前項による決定結果を、申請のあった会員に助成金交付決定通知書（様式2）で通知するものとする。

（助成金の交付）

- 第8 会員は、助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに支部長に助成金交付請求書兼実績報告書（様式3）に必要な書類を添付し提出するものとする。
- 2 支部長は、前項に掲げる書類を受理した場合は、書類を審査し、その交付すべき助成金の額を確定し、会員に助成金を交付するものとする。
  - 3 第1項に記載する書類が当該予算の年度末（当該年度末の3月31日）まで提出されない場合、支部長は助成金を交付しないことができるものとする。

（成果の報告）

- 第9 前条第1項に掲げる書類で提出された内容は、支部のフェイスブック及び宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所地方振興部のホームページで公表するとともに支部総会等において発表するものとする。

（その他）

- 第10 この要綱に定めるもののほか、事業の運営等に関し、必要な事項は支部長が別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 平成28年度予算にかかる助成金の受付期間については、平成28年10月1日から10月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成29年7月18日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年7月4日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年5月21日から施行する。

(様式 1 )

地域づくり活動支援助成金交付申請書

年 月 日

みやぎ地域づくり団体協議会栗原支部長 殿

(申請者)

団体名

代表者職・氏名

地域づくり活動支援助成金について、下記のとおり申請します。

記

1 事業名	
2 事業の開催日時	
3 事業目的	
4 事業内容	
5 事業費	
6 助成金申請額	
7 助成金充当内容	

- 1 事業内容がわかる事業計画書や募集要項、案内書等パンフレットを添付のこと。
- 2 主催事業で収支予算書を作成している場合は、添付すること。

(様式2)

地域づくり活動支援助成金交付決定通知書

年　　月　　日

申請者　　殿

みやぎ地域づくり団体協議会栗原支部長

年　　月　　日付けで申請のあった地域づくり活動支援助成金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額

助成金申請額	
助成金交付決定額	

2 交付条件等

- (1) 事業完了後は、概ね3週間以内に助成金実績報告書（様式3）を提出すること。
- (2) 事業を中止した場合は、速やかに事務局に連絡し、承認を受けること。
- (3) 事業が2月末日までに完了しない場合及び助成金実績報告書（様式3）が年度内に提出されない場合は、助成金は交付しないことがあるので事務手続きは速やかに行うこと。
- (4) 助成金実績報告書には、収支決算書、領収書等証拠書類を必ず添付すること。
- (5) 助成金実績報告書には、フェイスブック用の原稿（写真・コメント）を添付すること。

(様式3)

地域づくり活動支援助成金交付請求書兼実績報告書

年 月 日

みやぎ地域づくり団体協議会栗原支部長 殿

(申請者)

団体名

代表者職・氏名

地域づくり活動支援助成金について、下記のとおり事業を実施したので助成金の交付を申請します。

記

1 助成金交付決定額	
2 助成金交付請求額	
3 振り込み口座名	金融機関名・支店 口座名義人(カタカナ) 口座番号 当座・普通 NO.
4 実施事業内容	事業名 開催日時 事業実施内容(実施内容・参加人員等を記載 別紙でも可)
5 助成金充当内容	
6 フェイスブック原稿・写真	別添のとおり

- 1 助成金を充当させる経費については、領収書の写を添付のこと。
- 2 主催事業で収支決算書を作成している場合は、添付すること。
- 3 別添会議録や議事録など記録を作成している場合は、添付すること。